

Q15 健康保持増進効果等の程度を表現する際に、「最高」といった表現を用いることは可能ですか？

[関連通知②第4の1参照]

Answer
1

通常、健康保持増進効果等は、個々人の健康状態や生活習慣等多くの要因により異なっており、現存する製品の中で最高の効果を発揮することは立証できないため、最上級又はこれに類する表現を用いるものは「事実に相違する」又は「人を誤認させる」表示に該当します。

Answer
2

例えば、「最高」、「絶対」、「最高級」、「日本一」、「抜群」、「無類」といった表現がこれに該当します。また、製造方法等についても、実際の製造方法とは著しく異なる表現又はその優秀性について著しく誤認させる表現はこれに含まれます。

Q16 「〇〇に効くと言われていました。」といった伝聞調の表現を広告等に用いる場合に留意すべき点を教えてください。

[関連通知②第4の1参照]

Answer
1

「××は、〇〇にいいと言われていました。」というように伝聞調に表示し、世間の噂・評判・伝承・口コミ・学説等があること等をもって、健康保持増進効果等があることを強調し、又は暗示するものについても「事実に相違する」又は「人を誤認させる」表示に該当する場合があります。

Answer
2

例えば、〇〇の内容が、医師等の診断、治療によらなければ一般的に治癒できない疾患に関するものである場合には、その食品を摂取することで当該疾患を治癒することができるといった誤認を与えることになるため、これらの表示に該当します。

Answer
3

また、学会発表等の学術データを引用するものであっても、その発表内容が適切な方法によって実証されていない等の理由により科学的根拠と採り得ないものである場合があるので留意が必要です。

